

教職員の懲戒処分について

さいたま市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、教職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 処分内容

【本人の処分】

- (1) 処分量定 懲戒処分（免職）
- (2) 処分年月日 平成29年11月10日（金）
- (3) 職名・年齢・性別 教諭・26歳・男性
- (5) 学校名 市立小学校
- (6) 発生日 平成28年2月から平成29年9月までの間

【管理監督者の処分】

- (1) 処分量定 懲戒処分（戒告）
- (2) 処分年月日 平成29年11月10日（金）
- (3) 職名・年齢・性別 校長・60歳・男性
- (4) 学校名 市立小学校

2 事故の概要

当該教諭は、平成28年2月から平成29年9月までの間、勤務する小学校において、デジタルカメラで児童が体育着に着替えているところなどを撮影した。

問い合わせ先：教職員人事課 担当：丹・田中 電話：829-1654 内線：4046・4045
---